(8)　平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第一六条の三関係）

(9)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置（旧附則第一六条の三関係）

(10)　仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第一六条の三関係）

(11)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置（旧附則第一六条の三関係）

(12)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧附則第一六条の三関係）

8　軽自動車税

(一)　締約国軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに係る軽自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めることとした。（第四四五条関係）

(二)　二輪の原動機付自転車のうち総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のものに係る種別割の標準税率を年額二、〇〇〇円とすることとした。（第四六三条の一五関係）

9　事業所税

(一)　マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすることとした。（第七〇一条の三四関係）

(二)　沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第三三条関係）

(三)　一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものに対する課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第三三条関係）

10　地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係手続

地方税関係法令に基づき地方団体の長が他の行政機関の長以外の者に対して行う一定の通知により当該者に通知した事項について、当該者の申出がある場合には、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により、当該者に提供することができることとする等の措置を講ずることとした。（第七四七条の五の二関係）

11　その他

二〇二七年国際園芸博覧会の開催に伴い、二〇二七年国際園芸博覧会の参加国等、参加国等の代表等、参加者、博覧会協会等に対する税制上の所要の措置を講ずることとした。（附則第七八条関係）

二　地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部改正関係

令和六年改正法において講じた外形標準課税の対象法人に係る事業税額の経過措置について、前記一の２の(七)に伴い、税額控除の順序を定める等所要の措置を講ずることとした。（令和六年改正法附則第八条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第八号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条及び第一〇条関係）

(一)　令和七年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額九二九億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額二、四〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額二兆五、九四四億四、九〇〇万円、同特別会計借入金利子支払額二、二七〇億円並びに平成二〇年度分、平成二一年度分、令和元年度分及び令和二年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち、令和七年度分の地方交付税の総額から減額することとされていた額二、四六〇億七、七〇八万二、〇〇〇円及び令和八年度以降の地方交付税の総額から減額することとされていた額のうち四、三九三億九五〇万八、〇〇〇円を控除した額とすることとした。

(二)　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和七年度の償還額を増額し、令和三四年度までに償還することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の三及び別表関係）

(一)　令和七年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置することとした。

(二)　地方公務員の給与改定等に要する経費の財源を措置することとした。

(三)　こども・子育て施策、児童虐待防止、障害者の自立支援、介護給付に要する経費の財源を充実することとした。

(四)　特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。

(五)　ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、その財源を充実することとした。

(六)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(七)　臨時財政対策債への振替額に相当する額が生じないことに伴い、当該額を控除した額を基準財政需要額とする規定を削除することとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

令和七年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

令和七年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一条～第一五条関係）

(一)　震災復興特別交付税に充てるため、令和七年度分の地方交付税の総額に六八四億四、四六七万七、〇〇〇円を加算することとした。

(二)　その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。